

徳島県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和四年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一九三号	那賀郡那賀町掛盤字三田回り一番六地先から 同上 二番一地先まで 字上榎回り一	旧	三・五〇八・五	一九七・〇
			八・七〇二七・五	一六〇・〇
			八・七〇二七・五	一六〇・〇
新			八・七〇二七・五	一六〇・〇